平成26年4月28日 第11580号

○ 河川整備計画の案の縦覧	申請	○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の	【公告】	○ 生産物等売払代金の収納事務の委託	届出及び指定漁船調書の縦覧	○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための	〇 特定計量器定期検査	【告示】	目次	L 以 全 幸	
河川課		県民生活交通課		教育委員会		水産課	産業企画課		担当課(室)	Ī	
											目次
											担当課(室)

◎岡山県告示第二百六十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査

二十九号) 第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、 対象となる特定計量器は、 非自動はかり (計量法施行令 分銅及びおもりとする。 (平成五年政令第三百

平成二十六年四月二十八日

太

定期検査を行う区域、場所及び期日

											美作市				勝央町		奈 義 町	西粟倉村	区域
, II	美作市役所	"	美作市英田保健センター	"	美作市作東公民館	"	美作市大原総合支所	"	美作市東粟倉総合支所	美作市勝田総合支所) も 美作市高齢者福祉センター「やまゆ	J)	勝央町役場	豊久田ぶどう選果場	勝英農業協同組合勝央支店米検査	"	奈義町役場	いきいきふれあいセンター	場
"	"十六日	"	# 十三日))])	" 十二 日	<i>II</i>	# 十 日	<i>II</i>	" 十 _日))])	九日	IJ IJ	五日))])	四日	"	二三日	平成二十六年	期
一 三 五 〇 〇 〇		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	 	— = :- :- :- :- :- :- :- :- :- :- :- :- :-	 	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -)	— =:- =:- =:- =:- =:- =:- =:- =:- =:- =:-	— 0 -0- -05 -05		- O: = O O	一三:	_ 0 -0- -0± -05: 0	- ====================================		一 三 二 一 〇 二 ()		一三:三〇~	日

実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

													備		
													前市		
"	IJ	II	"	"	リフレセンターびぜん	備前市役所三石出張所	伊里公民館	II	備前市役所吉永総合支所	"	"	"	日生市民会館	IJ	n
"	IJ	IJ	"	"	"	"	IJ	IJ	"	"	"	"	"	11	IJ
JJ	二十七日	IJ	二十六日	"	二十五日	"	二十四日	"	二十月	"	十九日	"	十八日	11	十七日
一三: 一〇: 五〇: 一五〇: 一	 	— = - E - - - - - - - - - - - - - - - - -	 	— = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	 	— ====================================	 		-0-	— = = = = = = = = = = = = =	 	— = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		三三一〇二五〇二	

兀

◎岡山県告示第二百六十四号

船損害等補償法 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一 の事前届出があったので、 (昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意 当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧 項の規定により、

平成二十六年四月二十八

0 住所及び氏 名

山県知事

木

太

玉野市胸上二五三〇

玉野市石島三〇一三

藤原

入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一 項の 出をする漁業協同組合の名称

胸上漁業協同組合

平成二十六年四月二十八日 から同年五月十二日まで

Ŧī.

山県農林水産部水産

0 所 及び 氏

野市 田井一 <u>一</u> 五

宮崎 光夫

七 晴美

玉野市後閑

五.

加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一 項の 申出をする漁業協同組合の名称

たまの漁業協同組合

兀

平成二十六年四月二十八日

から同年五月十二日まで

五. 縦覧場所

県農林水産部水産

0 住所及び氏名

笠岡市西大島新田三五七-

後谷

笠岡市神島一四三八

大島美の浜

 \equiv 大島美の浜漁業協同組合 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

平成二十六年四月二十八日から同年五月十二日まで

五

兀

岡山県農林水産部水産課

◎岡山県告示第二百六十五号

方自治法施行令 (昭 和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一 項の規定により

収納の事務を次のとおり委託した

平成二十六年四月二十八日

 岡山県知事
 伊原木
 隆

太

委託した事務の内容

生産物等売払仕金に係る収納

一 委託した収入の種類

生産物等売払代金

委託を受けた者の住所及び名称

1 岡山市南区藤田五六〇番地二三六

ダイキ株式会社ホームセンターダイキEX岡山店

店長

宇高

2 玉野市田井二丁目四四六四番地

有限会社みどりの館みやま 代表取締役 黒田

3 岡山市東区瀬戸町光明谷一九五番地

岡山東農業協同組合 代表理事組合長 長田 謙

岡山市東区瀬戸町観音寺二一八の四番:

青空会 管理者 石原 靖子

5 赤磐市松木四八〇番地の三

株式会社Aコープ西日本くまやま店 店長 片岡 仁司

6 高梁市落合町阿部一七○○番地

備中開発株式会社 代表取締役 仲田 泰辛

7 高梁市中原町一三八三番地

びほく農業協同組合 代表理事組合長 中山 晃一

8 高粱市津川町今津八八三番地一

びほく農業協同組合グリーンセンター 所長 塩田 光義

9 新見市高尾二四二三番地

阿新農業協同組合 代表理事組合長 二摩 紀昭

10 真庭市落合垂水一〇六四番地の一

真庭農業協同組合 代表理事組合長 薬師寺眞人

11 真庭市中島四

ウ 3 ウ連合青果市場 代表取締役 清 水

12 〇六四番地の

代表理事組合長

薬師寺眞人

13 明見一七二番地二

勝英農業協同 代表理事 組合長

本

委託を受けた事務を行う場所

岡山市南区藤田五六〇番地二三六

イキ株式会社ホ 4 センターダ イキ É Χ

玉野市田井二丁目四四六四番地

2

玉野市農林水産振興センタ

山市東区瀬戸町光明谷一 九 五番

地

3

東農業協同組合営農販売部

山市東区瀬戸町観音寺二一 八 \mathcal{O} 四番地

玉井青空市販売所

5 赤磐市松木四 八〇番地

株式会社Aコー プ西日本くまやま店販売所

6 高梁市落合町阿部一 七〇〇番地

高梁ふるさと特産ゆめ市場

7 高梁市成羽町佐々木一 六番

神楽の里

8 川 町今津 八三番地

ほく農業協同組合グ IJ ンセンタ

9 新見市高尾二四二三番地

新農業協同組合

10 真庭市草加部一八

県本部総合家畜市場

11 真庭市中島四 八番地 \mathcal{O}

株式会社真庭 ウ キョ ウ連合青果市場

12 真庭市中島四二二番地 \mathcal{O}

JAまにわきらめきの里

勝田郡勝央町植月中八五八番地四

13

勝英農業協同組合営農センター

委託の期間

五.

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 項の規定によ

のとおり特定非営利活動法 人の 定款変更の 認証の申請があ った。

平成二十六年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

申請のあった年月日

平成二十六年四月十七日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人東

三 代表者の氏名

片山 仮

四 主たる事務所の所在地

備前市西片上一九三-

五 定款変更の内容

事業の変更

特定非営利活動に係る事業を次のように改める。

(1) 障害児・者に関する福祉サービス事業

(2) 障害児・者に関する相談支援事業

(3) 障害児・者に関する地域生活支援事業

④ 地域生活支援ネットワークづくり事業

(5) その他目的を達成するための事業

2 理事の定数を三人以上六人以下に改める。

3 理事長以外の 理事 はこの 人の業務に っいい てこの 法人を代表しな 1 旨の 規定を加

える。

4 第二十三条中 収支予算」 「活動予算」 に、 「収支決算」 「活動 決算」

める。

第二十三条、 第三十九条及び第四十五条中 収入」

6 第四十八条中「収支計算書」を「活動計算書」に改める

理事又は社員が社員総会の目的 である事項に 11 て提案した場合にお V) て、

全員が書面により同意の意思表示をしたときは 当該提案を可決する旨の社員総

会の決議があったものとみなすこととする。

- 8 て 事項を記載した議事録を作成しなければならないこと
- (1) 社員総会の とみなされ た事 項
- (2)提案をし の氏名又は名称
- (3)とみなされた日
- (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏
- 定款変更をする際に所轄庁の認証を得なければならない事項を次のように改める。
- (2)(3)
- その行う特定非営利活動の 種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種
- (4)主たる事務所及びその 事務所の 所在地 (所轄庁の変更を伴うも
- (5) 得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項 (役員の定数に係るものを除く。
- (8) その の事業を行う場合に

お け

そ \tilde{O}

類その

他当該その

の事業に関する

- 事項
- (10) (9)定款の変更に関する事項

関する事項

(残余財

帰属す

き者に係るもの

に限る。)

[二〇三] 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第十六条の二第四項の規定により、

河 川整備計画の案につ て、

河川整備計画の案に つい て意見を有する者は、 \mathcal{O} \mathcal{O} 日までに知事に

意見書を提出することができる。

平成二十六年四月二十八日

河川管理者 原 木

太

級河川旭川水系下流ブ

口

山県管理区間)

整備計画の案の名称

日 カ 同年六月二日まで

平成二十六年五

三

興課、 部東備地域設計審査班、 岡山県土木部河 Щ 市東区役所上道地域セ ĴΪ Щ [市都市 局建設部建設企画 山市東区役所総務